

【答申の概要】 諮問第192号 特定の個人の特定の介護支援事業所に対する県への相談に基づいて行われたとする調査・処分等に係る文書の非開示決定に対する異議申立て

件名	特定の個人の特定の介護支援事業所に対する県への相談に基づいて行われたとする調査・処分等に係る文書の非開示決定に対する異議申立て
本件対象文書	特定日に相談した特定事業所に対する県の調査内容及び特定事業所への処分内容並びに調査及び処分に対する特定事業所からの回答のわかる文書
非開示理由	静岡県情報公開条例（以下「条例」という。）第10条（全部非開示（存否応答拒否））
実施機関	静岡県知事
諮問期日	平成26年6月3日
主な論点	対象文書を全部非開示（存否応答拒否）とした判断の適否。

審査会の結論

静岡県知事の決定は、妥当である。

審査会の判断

1 本件対象文書について

実施機関は介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第79条に規定する居宅介護支援事業を行う事業所の指定に係る事務を行っており、指定権者である実施機関は、事業所の利用者やその家族等から苦情や相談があった場合、事業所に対し、報告の聴取（法第24条）や検査（法第83条）を行い、また、その結果によっては業務改善勧告、業務改善命令（法第83条の2）及び指定取消し（法第84条）等の処分を行う権限を有している。

本件対象文書は、特定日に対象事業所に関して異議申立人が実施機関に相談した事実を前提にした、対象事業所に対して実施機関が行った調査の内容及び処分の内容並びに当該調査及び処分に対する対象事業所からの回答内容の分かる文書である。

2 存否応答拒否の適否について

実施機関は、本件対象文書の存否を答えるだけで、条例第7条第2号及び第3号に規定する非開示情報を開示することになるとの理由で、条例第10条に該当するとして、本件処分を行っている。

条例第7条第2号は個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、住所、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるものについては、同号ただし書きに該当する情報を除き、非開示情報として規定している。

本件対象文書は、特定日に対象事業所に関して異議申立人が実施機関に相談した事実を前提にしており、本件対象文書の存否を明らかにすることは、特定の個人が対象事業所に係る相談を実施機関に対して行ったという事実の有無を明らかにする結果を生じさせるものと認められる。

特定の個人が対象事業所に係る相談を実施機関に対して行ったという事実の有無は、条例第7条第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、また、同号ただし書きのいずれにも該当しないため、非開示情報に該当する。

したがって、本件対象文書の存否を答えるだけで、非開示情報を開示することとなるため、条例第7条第3号の該当性を判断するまでもなく、条例第10条の規定により本件開示請求を拒否す

ることが妥当である。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、当事者であるから本件対象文書は開示されるべき旨を主張する。

しかしながら、自己情報に係る開示請求については、条例による開示請求制度とは別に、静岡県個人情報保護条例（平成14年静岡県条例第58号）による開示請求制度が設けられており、条例に基づく公文書の開示請求は、何人でも、請求の目的を問わず、行うことができるものであるから、開示、非開示の判断に当たっては、本人からの自己情報に係る開示請求である場合も含め、開示請求者が誰であるかは考慮されない。

また、異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

なお、存否応答拒否が請求に対する例外的な対応であることを踏まえると、実施機関においては、開示請求者に対して、必要な範囲で請求の趣旨を確認し、開示請求に係る事務手続において十分な教示を行うなど、適切な制度案内をすることが望まれる。